

和福障第 992号
令和2年6月18日
(2020年)

各指定児童発達支援事業所
各指定放課後等デイサービス事業所
各指定障害児相談支援事業所

管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う障害児通所支援事業所の対応について

平素、本市の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

各事業所の皆様には、令和2年3月の小学校等の臨時休業以降、在宅でのサービス利用の支援を含め、新型コロナウイルス感染拡大に最大限留意した上での継続的なサービス提供に努めていただいているところと存じます。

緊急事態宣言が解除され、本市においても6月1日から学校が再開されました。市立小中学校においては6月15日から通常通りの登校となり、特別支援学校においては分散登校や午前又は午後のみ登校の形態を継続しながらも、通常通りの登校の形態に戻りつつあります。

本市発出の和福障第545号通知(令和2年5月11日付)において、「学校の臨時休校等に伴い児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定量が不足する場合は、7月末まで暫定的に28日/月まで支給することが可能」としているところですが、この取扱いについては、7月末をもって原則終了とさせていただきます。

今後、地域の感染状況により臨時休業が行われる場合があることや、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応なども想定されることから、在宅でのサービス利用の取扱いは当面継続することとします。8月1日以降も在宅でのサービス利用を継続する場合には、別添の届出書を障害者支援課に提出してください。

在宅でのサービス利用終了の際には、本来の通所支援の内容に即した個別支援計画の変更を行い、また通所再開にあたっては、感染防止に引き続き努めていただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省事務連絡通知(令和2年6月3日付)「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」にある学校休業日単価の取扱いの適用の終了日については、後日決定次第、別途お知らせする予定です。

(連絡先)

和歌山市障害者支援課

(TEL) 073-435-1060

事業所指定担当(瀧、北尾、西中)